

## 一般事業主行動計画

従業員の年次有給休暇取得が取りやすい体制づくりを行い  
業務に支障がないように実施する。

計画期間 令和2年3月1日～令和6年2月29日

上記のために、

(令和2年3月1日より実施する)

- 1、各部門別に業務に支障がないように計画を立てる
- 2、年間取得の計画書を作成（各担当者）

を行う。

令和2年2月25日

ビル環境熊本株式会社

代表取締役 菅原 幸治